

その他

○守谷市地域公共交通計画の改定等に係る業務発注について

1 趣旨

公共交通の利便性向上や再編を目指して、令和5年3月に「守谷市地域公共交通計画（計画期間：令和5年度～令和9年度の5年間）」を策定した。計画は、地域公共交通のマスターplanとなるもので、「いきいきとした快適な暮らしを長く支える持続可能な公共交通」を目指すべき公共交通の将来像としている。

今年度は、計画期間の中間年にあたることから、当該計画の所要の見直しとともに、各種施策・取組を加速させるための実施計画の作成及び新たなモビリティサービスの導入調査に係る業務について、専門業者に業務発注を行う。

2 業務名称

令和7年度守谷市地域公共交通計画の改定及び新たなモビリティサービスの導入調査等業務委託（仮称）

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 発注方法

地方自治法及び守谷市契約事務規則の規程に基づき執行するため、当協議会から市に対して、入札依頼を行う。（別紙、案文参照）

○公共交通実証事業調査について

1 趣旨

交通事業者においては、採算性の確保及び運転士不足等の厳しい課題を抱える一方で、市内の公共交通については、交通不便地域への対応等の利便性の向上を図る必要がある。

このため、路線バス・モコバスの拡充方策については、交通事業者と継続して検討・調整を図り、関係者との協議が整ったならば、実証運行を行う方針とする。また、新たなモビリティサービスの導入について、発注予定の業務委託の進捗等にあわせ、関係者との協議が整ったならば、実証運行を行う方針とする。

令和7年 月 日

守谷市長 松丸 修久 様

守谷市地域公共交通活性化協議会
会長 中島伸一

地域公共交通計画の改定等に係る入札執行及び契約事務について
(依頼)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、地域公共交通の活性化にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、守谷市地域公共交通活性化協議会（以下「当協議会」という。）では、今年度に、令和4年度に策定した「守谷市地域公共交通計画」から2年が経過する中、計画期間の中間年にあたることから、当該計画の所要の見直しとともに、各種施策・取組を加速させるための実施計画の作成及び新たなモビリティサービスの導入調査を予定しており、必要な技術をもった事業者への業務委託を考えております。

これまで当協議会では、地方自治法及び守谷市契約事務規則に従い契約行為等を行ってまいりましたが、今回の業務委託契約は、入札による契約が適正な金額となっており、当協議会において入札を行うことは困難であるため、守谷市に入札執行及び契約事務を依頼させていただきます。